

「邑南町環境みらい実行計画」
(事務事業編)

～地球を守る役場チャレンジプラン～



2024年3月改定
邑 南 町

目次

第1章 総論

1. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
 - (2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向
 - (3) 地球温暖化対策を巡る町内の動向
2. 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
 - (1) 目的
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画の基準年度
 - (4) 本計画の対象となる事務事業の範囲
 - (5) 本計画の対象とする温室効果ガス
 - (6) 温室効果ガス排出量の算定方法

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 町の事務・事業に伴う資源・エネルギーの使用状況・・・・・・・・ 4～6
 - (1) 基準年度における本町のCO₂総排出量
 - (2) 基準年度における本町の所管課別CO₂排出量
 - (3) 基準年度における本町の施設別CO₂排出量

第3章 実行目標

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 実行目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 具体的な取り組み

1. 事務及び事業の執行にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9
 - (1) 用紙等使用量の節減
 - (2) 電気使用量の節減とエネルギーの有効活用
 - (3) 水使用量の節減と資源の有効活用
 - (4) 公用車燃料使用量の節減
 - (5) ごみ排出量の削減
 - (6) リサイクルの推進
2. 物品やサービスの調達にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 環境には配慮した物品やサービスの調達（グリーン購入）
3. 庁舎の管理等にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 緑化
 - (2) 環境汚染防止への配慮
 - (3) 再生エネルギー設備の導入
 - (4) 施設のZEB化
4. 職員に対する研修及び情報提供の推進・・・・・・・・・・・・・・ 10～11
 - (1) 環境研修の実施
 - (2) 情報提供
 - (3) 環境保全活動への参加促進
 - (4) 委託・請負業者への環境教育、環境情報の提供

第5章 進行管理体制

1. 計画の推進と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

資料

1. 基準年度における本町の所管課別使用量・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 基準年度における本町の施設別使用量・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 計画対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～16

第1章 総論

1. 背景

地球温暖化がもたらす異常気象は、世界レベルで人類の衣食住に関し大きな環境問題となっており、この深刻な危機的状況を打開するため、地球温暖化の要因である温室効果ガス（二酸化炭素）（以下、「CO₂」という。）削減を世界規模で取組む必要性が生じています。

（1）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力をもった国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2021年（令和3年）10月から11月にかけて、英国・グラスゴーにおいて、COP26が開催されました。本会合内での決定文書では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

（2）地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国においては2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

（3）地球温暖化対策を巡る町内の動向

本町においては、2014年3月に邑南町地球温暖化対策地域協議会を設立し、地域住民・事業者・NPO法人・行政が一体となって、日常生活に関するCO₂排出削減に向けて「省エネルギー対策の推進（省エネ対策）」に取り組んでいます。2021年には「邑南町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2022年1月「邑南町再エネ最大限導入計画」を策定、翌2月には地域内新電力会社「おおなんきらりエネルギー株式会社」を設立しました。そして、2023年2月には環境省が進める脱炭素先行地域の第1弾に、本町と、おおなんきらりエネルギー株式会社が共同で計画提案した『再生可能エネルギーで輝く「おおなん成長戦略」』が選定されたことから、エネルギーの地産地消による、環境と経済の両立による町づくりに取り組んでいます。



2. 基本的事項

(1) 目的

本町では、本庁舎・各支所等の施設を対象に事務及び事業活動における『省資源』・『省エネルギー』など環境に配慮した行動を推進するため、平成19年3月に「環境みらい実行計画～地球を守る役場チャレンジプラン～」を策定しました。

この度、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下、「温対法」という。）の一部改正に伴い、本町が目指す官民一体となった「地域脱炭素社会」の実現に向け、実態に即した計画に基づき、再エネ導入及び事業者・住民の削減活動を推進し、効果的に温室効果ガスの排出量を削減することを目的として改定します。

町民及び事業所が温室効果ガスの排出量削減の取り組みを促進し、啓発していくために、町が先駆けとして本庁舎・各支所・教育委員会を対象とし、地球温暖化防止に配慮した事務及び事業を展開します。

(2) 計画の期間

本計画の実施期間は、2023年度（令和5年度）～2030年度（令和12年度）までの8年間とします。

(3) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、2020年度（令和2年度）とします。

(4) 本計画の対象となる事務事業の範囲

本計画の対象となる範囲は、本庁舎、羽須美支所庁舎、瑞穂支所庁舎その他所管施設の事務事業から消費される灯油・重油・ガス・ガソリン・軽油・電気量とします。ただし、公共事業のように民間に委託している事業や町有財産の管理一切を民間に委託している事業（施設管理において、通常の管理は委託しているものの、水光熱費など直接払っている場合を除く。）は含みません。

(5) 本計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたっては、同法に定義するCO₂について算定を行います。

(6) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス（CO₂）排出量の算定は次のとおり、温対法施行令第3条第1項に規定された「排出係数」を活動項目ごとの「使用量」に乗じて算出します。

項目（単位）		排出係数（CO ₂ ）※	備考
燃料	灯油（ℓ）	2.49kg-CO ₂ /L	温対法施行令第3条（別表第一）排出係数
	A重油（ℓ）	2.71kg-CO ₂ /L	
	LPG（kg）	3.00kg-CO ₂ /kg	
	ガソリン（ℓ）	2.32kg-CO ₂ /L	
	軽油（ℓ）	2.58kg-CO ₂ /L	
電力（kwh）		0.545kg-CO ₂ /Kwh	※電気事業者別排出係数

※1 燃料に係るCO₂排出係数は、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12より算出し、端数処理を行わないものとします。（下表では便宜的に有効行数3行にて表示してい

ます。)

燃料の区分	単位発熱量	炭素排出係数
灯油 (ℓ)	36.7MJ/ℓ	0.0185kg - C/MJ
A重油 (ℓ)	39.1MJ/kg	0.0189kg - C/MJ
LPG (kg)	50.8MJ/ℓ	0.0161kg - C/MJ
ガソリン (ℓ)	34.6MJ/ℓ	0.0183kg - C/MJ
軽油 (ℓ)	37.7MJ/ℓ	0.0187kg - C/MJ

※2 電気事業者別排出係数は中国電力の2022年度の実績である。(出典：中国電力ホームページより)

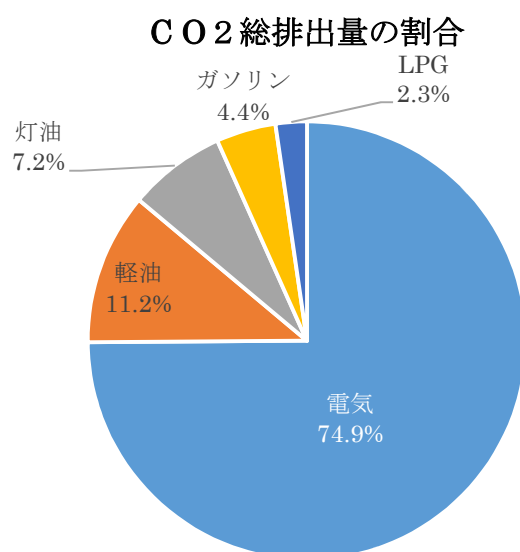
第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 町の事務・事業に伴う資源・エネルギーの使用状況

(1) 基準年度における本町のCO₂総排出量

令和2年度の本庁舎、羽須美支所庁舎、瑞穂支所庁舎その他所管施設の事務事業から消費された灯油・ガス・ガソリン・軽油・電気に関するCO₂排出量は以下のとおりです。

項目（単位）		使用量（実績）	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	割合%
燃料	灯油（ℓ）	83,667	208,331	7.2
	LPG（kg）	21,751	65,253	2.3
	ガソリン（ℓ）	54,276	125,920	4.4
	軽油（ℓ）	125,239	323,117	11.2
電気（kwh）		3,953,791	2,154,816	74.9
合計		4,238,724	2,877,437	100.0



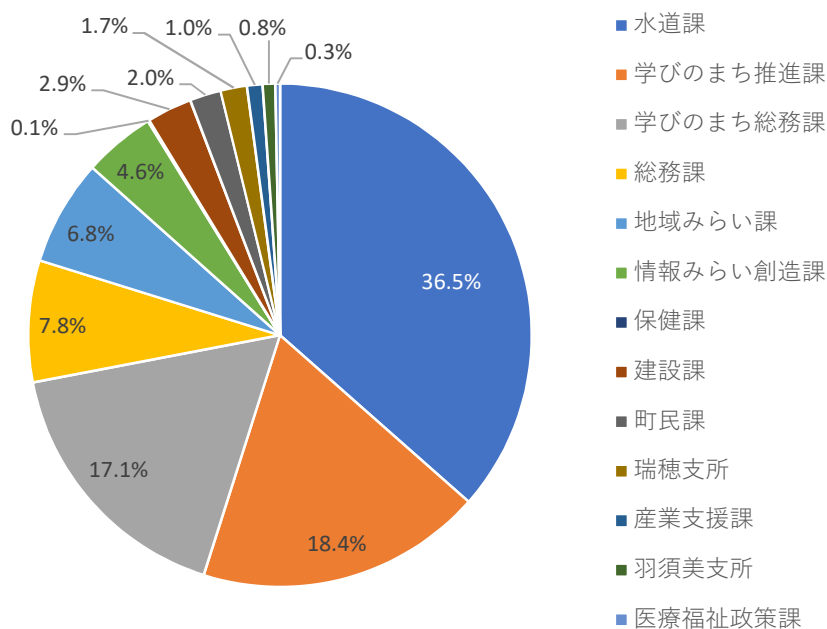
2020（令和2年）年度の本庁舎、羽須美支所庁舎、瑞穂支所庁舎その他所管施設の事務事業からのCO₂排出量は2,877.4 t-CO₂でした。CO₂総排出量の要因をみると、電気が74.9%と最も多く、次いで軽油11.2%、灯油7.2%となっています。特に公用車からのCO₂排出量（ガソリン4.4%と軽油11.2%の合計）が15.6%で、電気のCO₂総排出量と合算すると全体で90%以上の割合となります。

(2) 基準年度における本町の所管課別CO₂排出量

所管課	使用量（実績）	CO ₂ 排出量（kg-CO ₂ ）	割合
総務課	260,214	224,968	7.8%
地域みらい課	91,270	194,329	6.8%
産業支援課	30,499	28,314	1.0%
町民課	71,313	58,845	2.0%
医療福祉政策課	3,237	7,512	0.3%
保健課	1,407	3,264	0.1%
建設課	127,247	82,050	2.9%
水道課	1,919,177	1,049,675	36.5%
情報みらい創造課	243,101	132,490	4.6%
学びのまち総務課	545,017	492,582	17.1%
学びのまち推進課	817,458	529,044	18.4%
瑞穂支所	88,071	49,974	1.7%
羽須美支所	40,713	24,390	0.8%
合計	4,238,724	2,877,437	100.0%

※使用量は灯油・ガス・ガソリン・軽油・電気の総量。

co 2 総排出量の所管課別割合



基準年度における本町の所管課別 CO₂排出量を考察すると、水道課が 36.5%と最も多く、次いで教育委員会の学びのまち総務課 17.1%と学びのまち推進課 18.4%と占めています。水道課や教育委員会の課は、本計画の対象となる施設を他の課と比べ、多数管理しており、特に水道課は浄水場や取水場等の上下水道施設、教育委員会の課は学校や公民館、社会教育施設の CO₂排出量が多い施設を所管していることが考えられます。

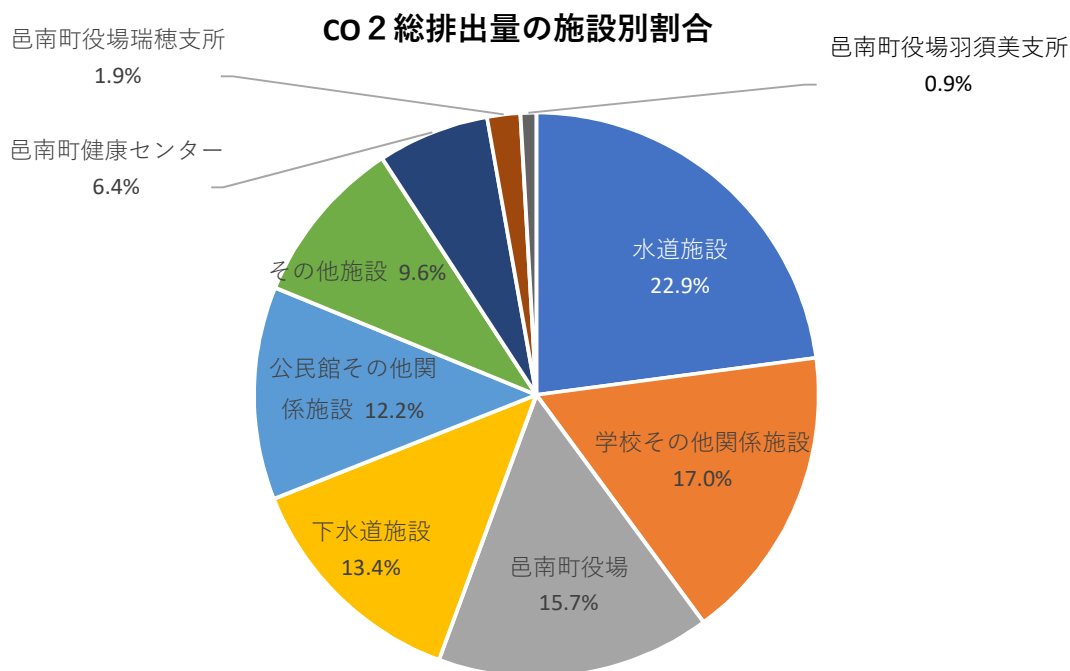
(3) 基準年度における本町の施設別CO₂排出量

施設別	使用量（実績）	CO ₂ 排出量（kg-CO ₂ ）	割合
邑南町役場	352,711	455,950	15.7%
邑南町役場瑞穂支所	88,870	54,172	1.9%
邑南町役場羽須美支所	40,846	24,699	0.9%
邑南町健康センター	240,182	183,295	6.4%
公民館その他施設	578,484	349,993	12.2%
学校その他施設	543,738	488,127	17.0%
水道施設	1,211,190	660,099	22.9%
下水道施設	705,946	384,841	13.4%
その他施設	476,757	276,261	9.6%
合計	4,238,724	2,877,437	100.0%

※使用量は灯油・ガス・ガソリン・軽油・電気の総量。

※消防関係の使用量は邑南町役場の使用量として計上。

※スクールバス関係の使用量は学校その他施設として計上。



基準年度における本町の施設別 CO₂排出量を考察すると、水道施設が 22.9%と最も多く、学校等施設が 17%、下水道施設 13.4%、公民館等施設が 12.2%、と占めています。これらの施設は、事業活動が他の施設と比べて多く、1（1）で述べた邑南町の基準年度における電気、公用車の燃料の CO₂排出量の割合が高かったことが考えられます。

第3章 実行目標

1. 基本方針

本計画では、次に掲げる基本方針に従い、町自らが行う事務及び事業に伴う環境負荷を低減させ、灯油・重油・ガス・ガソリン・軽油・電気の消費量を重点的に削減します。

- (1) 環境負荷の低減に配慮した事務及び事業の執行
- (2) 環境負荷の少ない物品やサービスの積極的な選択
- (3) 環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎の維持管理
- (4) 職員に対する研修及び情報提供の推進

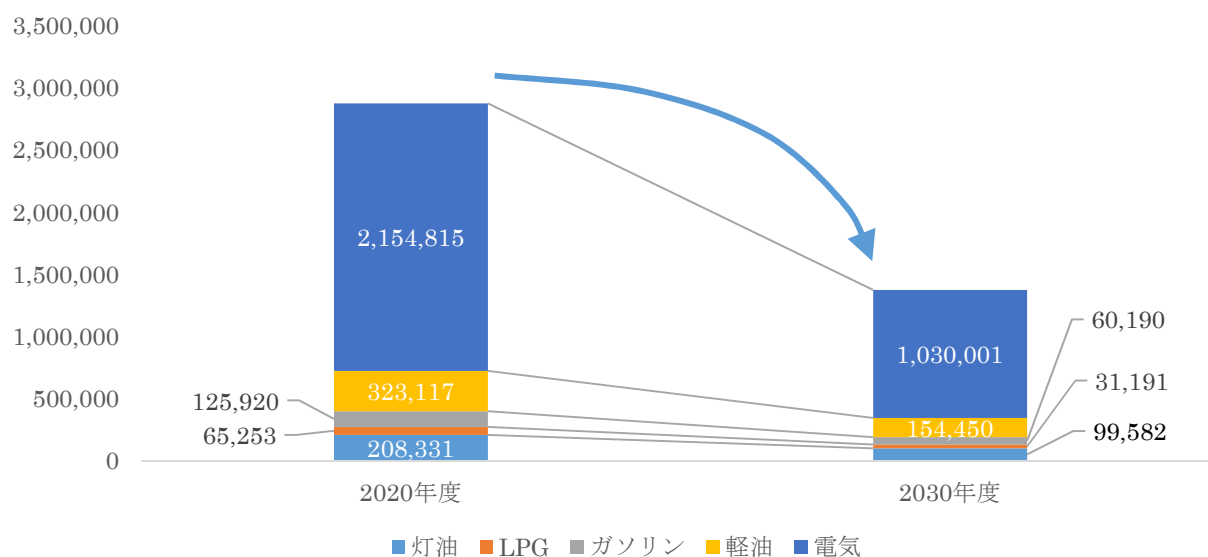
2. 実行目標

本計画では、次のとおり実行目標を設定し、2030年度（令和12年度）において、2020年度（令和2年度）比で52.2%のCO₂削減達成に向けた具体的取組を全所属課で行うこととします。

項目		基準年度2020年度		目標年度2030年度	
		使用量 (実績)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量 (目標)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
燃料	灯油 (ℓ)	83,667	208,331	39,993	99,582
	LPG (kg)	21,751	65,253	10,397	31,191
	ガソリン (ℓ)	54,276	125,920	25,944	60,190
	軽油 (ℓ)	125,239	323,117	59,864	154,450
電気 (kwh)		3,953,791	2,154,815	1,889,912	1,030,001
合計		4,238,724	2,877,436	2,026,110	1,375,414

CO₂の削減目標

単位：kg-CO₂



第4章 具体的な取り組み

実行目標を達成するためには、各所属及び庁舎の事務及び事業の内容や特性又は機器等の整備状況を勘案しつつ、各所属等で工夫し、自主的かつ積極的な取り組みをすることとします。

1. 事務及び事業の執行にあたっての取組

(1) 用紙等使用量の節減

【紙を使う前に】

- ・ 庁舎内のDX化を推進。庁内LAN・文書管理システム・クラウド活用等データ保存を徹底し、紙ベースでの文書の削減を図る。
- ・ 庁内放送、掲示板、回覧板等の利用を図る。
- ・ 個人ごとの資料保管はやめて、可能な限り資料の共有化を図る。
- ・ 会議ではプロジェクターやパソコン等を活用するなど、資料の削減に努める。

【紙を使うときは】

- ・ 紙による情報提供が有効な場合でも、文書の通知先やパンフレット、ポスター等の配布先を検討し、配布部数は必要最小限とする。
- ・ 会議資料、決裁文書等の作成にあたってはできるだけ1枚の文書におさめる。また、電子決裁制の構築を行い、紙の節減を図る。
- ・ 画面印刷、両面コピー、縮小・集約コピー、ミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ・ システムの再構築や新規導入にあたっては、出力帳票や紙類ベースの文書等を削減できるように改善する。
- ・ 不必要なファックス送信状や添書を省略する。

【再生紙の利用】

- ・ コピー用紙は、特殊な場合を除き、すべて古紙配合率100%、白色度は70%程度のものを利用する。

(2) 電気使用量の節減とエネルギーの有効活用

【冷暖房】

- ・ 個別に冷暖房の温度設定可能な部屋では、設定温度を冷房時は28℃、暖房時は20℃にすることを徹底するとともに、使用後は必ずスイッチを切る。
- ・ エアコンフィルターの掃除をこまめにする。
- ・ 冷房時には、カーテン、ブラインド等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。
- ・ 夏期にはクールビズ、冬期にはウォームビズを推奨し、空調の効率化を図る。

【照明】

- ・ 使用しない部屋、始業前、昼休みにおける消灯の一層の徹底を図る。
- ・ 廊下、階段の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯に努める。
- ・ トイレや湯沸室の照明は、支障のない範囲で消灯に努める。
- ・ 日中はできるだけ自然光のとり入れに努め、窓側及び廊下の照明を適時消灯するなど、省エネに努める。

- ・照明器具の利用にあたっては、設備場所の工夫や清掃等に努める。
- ・消費電力が少ない照明ランプＬＥＤを全施設、駐車場の街頭等に順次計画的に交換を行う。

【ＯＡ機器】

- ・パソコン、コピー機等のＯＡ機器やテレビ等について、低電力モードを利用するなど省電力化に努めるとともに、昼休み等の使わない時には主電源を切る。
- ・事務機器、テレビ等の利用にあたっては、置き場所の工夫や清掃等に努める。
- ・パソコンの調達の際は、エネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイの導入を図る。
- ・ＯＡ機器の更新の際には、プリンター・コピー・ＦＡＸ一体型などの省エネ型の導入に努める。
- ・ＬＡＮの活用によりプリンターなどの周辺機器の共有化を図る。

（３）水使用量の節減と資源の有効活用

- ・流水音発生装置等の活用により、トイレでの二度流し、洗面所での水の出し放し等をやめ、節水に努める。
- ・食器洗いに際しては、洗い桶に水をためて洗うなどの工夫を行い、節水に努める。

（４）公用車燃料使用量の節減

- ・公用車を使用する際は、待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施するとともに、急発進、急加速をしないなど、省エネ運転に努める。
- ・自動車のタイヤ空気圧調整等、適宜適切な整備の励行を図る。
- ・公用車の更新の際は、電気自動車、低公害車、低燃費車を調達するよう努める。

（５）ごみ排出量の削減

- ・事務用品、備品等の長期使用を心がけるとともに、故障等の際には修繕に努め、再利用を図る。
- ・使用しない備品等の有効活用を図るため、各課相互での管理替え等を促進する。

（６）リサイクルの推進

- ・使用済み封筒は、資料袋・連絡袋等への再利用に努める。
- ・空き缶、空きビン等の容器包装物については、分別を徹底する。
- ・電気ポット、冷蔵庫、テレビなど電気製品の削減を図る。
- ・電気ポットの１日の使用時間を限定する。
- ・冷蔵庫は壁から一定の距離を置いて設置する。
- ・不要備品等のリサイクル情報を庁内ＬＡＮ等により提供する。

２．物品やサービスの調達にあたっての取組

（１）環境に配慮した物品やサービスの調達（グリーン購入）

- ・製品やサービスを調達する際には、その物品が本当に必要かどうかを十分に検討するとともに、必要かつ適正な量を適切なタイミングで調達する。
- ・環境負荷の少ない製品やサービスを調達する。
- ・資源やエネルギーの消費が少ない製品やサービスを調達する。

- ・長期使用が可能な製品を調達する。
- ・再使用・リサイクルが可能な製品を調達する。
- ・再生された素材や再使用された部品を多く利用している製品を調達する。
- ・処理や処分が容易な製品を調達する。
- ・環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されている製品・サービスを調達する。
- ・物品の計画的な購入と適正管理に努める。

3. 庁舎の管理等にあたっての取組

(1) 緑化

- ・庁舎内や緑地、歩道及び側溝等の管理を適切に行い、敷地周辺地域の美化に努める。
- ・既存施設においても、オープンスペースの緑化に努める。
- ・緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等を選択する。

(2) 環境汚染防止への配慮

- ・環境汚染物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう設備の維持管理を行う。
- ・既存建物の改修、解体時において、アスベストやフロンなどの適正処理を行う。

(3) 再生エネルギー設備の導入

- ・施設への太陽光パネル及び付帯蓄電設備の設置により消費電力の削減に努める。
- ・公用車駐車場屋根のソーラーカーポートの設置による効果的な電力調達。
- ・エコ診断等を行い施設の省エネ化を図るとともに、省エネ型の空調設備への更新を図る。

(4) 施設のZEB化

- ・町営住宅等を新築する際には、省エネルギー設計を行うことで、環境に配慮した住宅の整備を目指す。
※ZEBとはネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

4. 職員に対する研修及び情報提供の推進

(1) 環境研修の実施

- ・職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する研修を実施する。
- ・環境に関する研修やシンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を促進する。

(2) 情報提供

- ・パンフレット、庁内LAN等を利用し、職員に対し環境に関する情報を提供する。

(3) 環境保全活動への参加促進

- ・環境保全活動及び研修会等へ職員が参加しやすい職場づくりに努める。
- ・環境月間（6月）や温暖化防止月間（12月）は取組強化月間と位置づけ、職員へ

の啓発等を工夫する。

(4) 委託・請負業者への環境教育、環境情報の提供

- ・委託業者や請負業者に対する環境に関する研修や講演会への参加の呼びかけや情報提供に努める

第5章 進行管理体制

1. 計画の推進と進行管理

計画の推進と進行管理は、町民課が事務局となり、各課と連携して行います。また、年1回定期的に地球温暖化の現状や対策の実施に必要な情報交換を行い、計画の実施及び進捗状況について評価検証を行います。

取組検証の結果を踏まえ、計画の変更・是正・課題についても必要に応じて検討し、計画の実効性を高めます。

資 料

1. 基準年度における本町の所管課別使用量

	電気 (kwh)	灯油 (ℓ)	LPG (kg)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	合計
総務課	217,552	28,571	31	4,262	9,798	260,214
地域みらい課	18,195	0	0	15,847	57,228	91,270
産業支援課	24,070	90	91	5,465	783	30,499
町民課	60,840	8,143	8	2,322	0	71,313
医療福祉政策課	0	0	0	3,226	11	3,237
保健課	0	0	0	1,407	0	1,407
建設課	120,828	0	0	1,394	5,025	127,247
水道課	1,917,084	52	0	2,041	0	1,919,177
情報みらい創造課	243,101	0	0	0	0	243,101
学びのまち総務課	445,782	35,539	262	12,721	50,713	545,017
学びのまち推進課	779,847	11,232	21,337	3,692	1,350	817,458
瑞穂支所	87,007	0	0	733	331	88,071
羽須美支所	39,485	40	22	1,166	0	40,713
合計	3,953,791	83,667	21,751	54,276	125,239	4,238,724

2. 基準年度における本町の施設別使用量

	電気 (kwh)	灯油 (ℓ)	LPG (kg)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	合計
邑南町役場	217,552	28,571	31	33,723	72,834	352,711
瑞穂支所	85,687	0	0	2,841	342	88,870
羽須美支所	39,485	40	22	1,299	0	40,846
邑南町健康センター	217,068	0	16,242	5,627	1,245	240,182
公民館その他施設	561,967	11,232	5,095	85	105	578,484
学校その他施設	446,593	35,539	192	10,701	50,713	543,738
水道施設	1,211,190	0	0	0	0	1,211,190
下水道施設	705,894	52	0	0	0	705,946
その他	468,355	8,233	169	0	0	476,757
合計	3,953,791	83,667	21,751	54,276	125,239	4,238,724

※使用量は灯油・ガス・ガソリン・軽油・電気の総量。

※消防関係の使用量は邑南町役場の使用量として計上。

※スクールバス関係の使用量は学校その他施設として計上。

3. 計画対象施設

所管課	施設名	所管課	施設名
総務課	邑南町役場	産業支援課	瑞穂農村公園
	邑智病院		食の学校
	邑南町役場庁舎前トイレ		深篠川野営場公衆トイレ
	日貫公衆トイレ		いわみ温泉湯湯ポンプ
	阿須那公衆トイレ		わんぱく館
	中野公衆トイレ		ふれあい公園
	消防車庫		道の駅瑞穂
	段ノ原消防ポンプ		青少年旅行村キャンプ場
	田所消防ポンプ	情報みらい課	おおなんケーブルテレビ放送センター
	高見消防ポンプ		中野シェルタ局舎
	谷川消防ポンプ		矢上サブ局舎
	小河内消防ポンプ		日貫シェルタ局舎
	出羽消防ポンプ		上田所シェルタ局舎
	百石消防ポンプ		□羽シェルタ局舎
	布施消防ポンプ		下田所シェルタ局舎
	市木消防ポンプ		高原シェルタ局舎
地域みらい課	矢上駅バス停		阿須那サブ局舎
	町営バス□羽車庫	水道課	大原地区簡易排水処理施設
	井原駅停留所		百石地区簡易排水処理施設
	□羽駅待合室		邑南町役場中野原地区処理場
	□羽駅公衆トイレ		八色石地区小規模集合排水処理施設
	高原駅バス待合室		□羽地区処理場
	香賓館		□羽地区集落排水第6号中継ポンプ
	宇都井駅		□羽地区集落排水第11号中継ポンプ
町民課	斎場水晶苑		□羽地区集落排水第13号中継ポンプ
	斎場紫光苑		□羽地区集落排水第17号中継ポンプ
	斎場やすらぎ苑		□羽地区集落排水第19号中継ポンプ
	阿須那診療所		阿須那地区農業集落排水事業処理施設
	国民健康保険直営矢上診療所		阿須那地区3号中継ポンプ
	日貫診療所		阿須那地区4号中継ポンプ
	井原診療所		阿須那地区6号中継ポンプ
建設課	日和トンネル		阿須那地区8号中継ポンプ
	高水トンネル		阿須那地区9号中継ポンプ
	井原消雪工		阿須那地区10号中継ポンプ
	三日市 除雪 水道		阿須那地区11号中継ポンプ
	市木ポンプ		阿須那地区13号中継ポンプ
	中野融雪水上げ		市木地区農業集落排水処理施設
	田本 門前 堰		市木4号ポンプ
	土居 自動 堰		田所排水施設
	□羽 町 堰		田所1号ポンプ
	川淵揚水機場		出羽3号ポンプ

※公共事業のように民間に委託している事業や町有財産の管理一切を民間に委託している事業（施設管理において、通常の管理は委託しているものの、水光熱費など直接払っている場合を除く。）は含まない。

所管課	施設名	所管課	施設名
水道課	排水出羽地区処理場	水道課	公共下水道 N-5
	出羽2号ポンプ		公共下水道 N-7
	出羽5号ポンプ		公共下水道 Y-2
	高見地区農業廃水処理施設		公共下水道 N-8
	高見5号ポンプ		公共下水道 I-6
	高見15号ポンプ		公共下水道 Y-7
	高見13号ポンプ		瀬越水道
	瑞穂地区下水処理施設		断魚水道
	瑞穂36号ポンプ		井原2水道
	瑞穂32号ポンプ		岩井谷水道
	瑞穂30号ポンプ		小掛谷配水池
	瑞穂29号ポンプ		森脇谷浄水場
	瑞穂28号ポンプ		塚ノ元ポンプ場
	瑞穂11号ポンプ		日貫水道
	瑞穂14号ポンプ		湯舟谷水源地
	瑞穂16号ポンプ		亀谷浄水場
	瑞穂17号ポンプ		上田所浄水場
	瑞穂18号ポンプ		田本水源地
	瑞穂20号ポンプ		土居水源地
	瑞穂8号ポンプ		口羽水源地
	瑞穂4号ポンプ		江平ポンプ
	瑞穂7号ポンプ		釜谷加圧ポンプ所
	日和集落排水 H-4中継ポンプ		阿須那水源地
	日和集落排水 H-1中継ポンプ		三本松団地給水施設
	日和集落排水 H-5中継ポンプ		後谷加圧ポンプ場
	日和集落排水 H-8中継ポンプ		布施簡水管理室
	日和浄化センター		布施浄水場
	日和集落排水 H-6中継ポンプ		吉時浄水場
	日和集落排水 H-12中継ポンプ		円の板浄水場
	日和集落排水 H-7中継ポンプ		馬野原配水池
	日和集落排水 H-18中継ポンプ		上側送水ポンプ所
	日貫地区処理施設		臼谷加圧ポンプ所
	日貫1号ポンプ		下対加圧ポンプ所
	口羽地区集落排水第7号ポンプ		小武家城ポンプ所
	石見浄化センター		市木浄水場
	公共下水道 N-1		市木合戦谷浄水場
	公共下水道 I-1		市木合戦谷浄水場
	公共下水道 I-2		鱒淵簡易水道
	公共下水道 I-3		小河内浄水場
	公共下水道 Y-3		日貫第1水源地
	公共下水道 Y-1		湯舟谷水源地
	公共下水道 N-6	学びのまち推進課	邑南町 矢上交流センター

※公共事業のように民間に委託している事業や町有財産の管理一切を民間に委託している事業（施設管理において、通常の管理は委託しているものの、水光熱費など直接払っている場合を除く。）は含まない。

所管課	施設名	所管課	施設名
学びのまち推進課	邑南町山村開発センター	学びのまち総務課	三日市教職員住宅
	旧日和小学校体育館		矢上プール
	邑南町立図書館		スクールバス瑞穂事務所
	郷土館		横引教員住宅
	邑南町健康センター		
	ぎねづかセンター		
	瑞穂ハンザケ自然館		
	羽須美運動広場		
	瑞穂球場・テニスコート		
	高原体育館		
	井原グラウンド		
	中野体育館		
	矢上屋内多目的コート（ゲートボール場）		
	いわみスタジアム受水槽		
	いわみスタジアム		
	羽須美体育館		
	矢上テニスコート		
学びのまち総務課	日貫小学校体育館		
	羽須美中学校		
	羽須美中学校 プール		
	瑞穂中学校		
	阿須那スクールバス車庫		
	羽須美スクールバス車庫		
	瑞穂バスターミナル		

※公共事業のように民間に委託している事業や町有財産の管理一切を民間に委託している事業（施設管理において、通常の管理は委託しているものの、水光熱費など直接払っている場合を除く。）は含まない。